

知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第五十五号

知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則の一部を改

正する規則

知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則（平成十四年佐賀県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「次の各号に掲げる」を「教育委員会が事務を執行する奨学金の貸付けに關し必要な事項を定める」に改め、各号を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。